

様

# 要 望 書

産廃条例 並びに  
水源保全条例制定に係る要望書

平成 18 年 12 月 27 日

那須地域環境対策連絡協議会

## 産廃条例並びに水源保全条例制定に係る要望書

日頃から、那須地域の発展のため、格段のご高配を賜り誠に有難うございます。哀心より厚く感謝申し上げます。

さて、自然と文化と農業の調和の取れた農村文化都市を目指す那須地域は、その創生の歴史をかえりみますと、先人達の血にまみれた数々の労苦に支えられて発展してまいりました。

那須塩原市自治会区長会連絡協議会、那須野農業協同組合、那須野ヶ原土地改良区連合並びに所属土地改良区、青木地区産業廃棄物対策委員会等が中心となって、別添「那須地域環境対策連絡協議会規約」により12月5日に協議会を立ち上げたところです。

この協議会は、那須地域が育む豊かな生態系や美しい自然景観を未来永劫に亘り維持発展させ、人と自然に優しい地域を創生するため、那須地域の住民の持つべき共生倫理と未来の世代に対する世代間倫理を共有し、この地域の「人と自然」に係わる全ての環境問題に関し、関係者間の積極的な連絡調整を図ることを目的としています。

しかしながら昨今、公害問題を引き起こす大きな要因となる産業廃棄物処分場が大小あわせ百数十ヶ所も存在している現実は、あまりに恐ろしく、目に余る現状下にあります。百数十ヶ所に及ぶ産業廃棄物処分場が現存する那須塩原市当該地域は、地下水位が深く良質な砂利が大量に堆積し、かつ交通の利便性も極めて良好な立地にあるため、産廃業者としては非常に進出しやすい地域にあります。現在のような県御当局の姿勢では、今後益々処分場のターゲットとなることは間違いありません。

一方、産業廃棄物処理に対する関係法律は、一般にザル法とも囁かれ、どちらかと言えば、廃棄する側に有利に定められており、法律の不備は明らかであります。県民の人身と安全の保障を確実に履行すべき立場にある栃木県におかれましては、その不備な法律に従い処分場建設を容認するのではなく、法律の改正等積極的に国に訴え、改善を求めていただきたく強く要望申し上げます。

また、那須塩原市は、4万ヘクタールの那須野ヶ原扇状地の扇頂部に位置し、

扇央部、扇端部への地下水汚染に対する影響を最小限に食い止めねばならない地域です。砂礫層が厚く堆積しているため浸透率が極めて高い立地条件の当該地は、那須野ヶ原扇状地内はもとより那珂川から海洋へと繋がり甚大な環境汚染が懸念されます。礫層が厚く堆積し地下水位が極めて低い当該地は、降った雨は一気に地下に潜り込む構造となっています。このため、雨が降る度に、地下水位の上・下運動が行われます。その顕著な事例として、直下流に整備された那須疏水幹線水路が、降雨時に地下水の揚圧力の影響に伴って水路の倒伏被害が度々発生しており、これらの現象からも容易に判断できます。

申すまでもなく、那須野ヶ原扇状地は、大田原市湯津上地内で合流する那珂川上流と箒川の両域に挟まれた約4万ヘクタールの地域です。那珂川とその主な支流群の幾つかは、那須山系を水源として東南方向に流れて丘陵地内の平野や那須野ヶ原扇状地の水田地帯を潤しています。また、那須野ヶ原扇状地には蛇尾川・熊川の伏流河川が見られ、この伏流地帯で涵養された地下水は大田原周辺で豊富な湧水帯を形成しており、農業用水はもとより飲用水などにも利用されています。

これらの地下水は、天然記念物指定のミヤコタナゴやイトヨを始め、大田原メダカなど水生の小動物にも良好な生息環境を提供しています。「水の湧き出るまち」大田原市内に豊富に湧き出る清冽な水と、関東の四万十川と称され、鮎捕獲高全国第1位を誇っている清流河川「那珂川」が、未来永劫汚染されないよう、最善の注意を持って保全しなければならない重要な管理責任が栃木県には課せられております。

砂礫層が厚く堆積し、雨水の浸透計数が極めて高い当該地への処分場の建設は、長期的には地下水汚染などによる環境汚染を引き起こすことは必至であり、長期に渡って百数十ヶ所にも及ぶ産業廃棄物処分場の建設を容認してきた行政対応は、そもそも不適切であったと言わざるを得ません。

全国各地を調査しても、このような条件下において、産業廃棄物処理施設の建設を許可している事例はありません。茨城県神栖市における有機ヒ素汚染のような二の舞を踏まないための厳密な判断が必要であったことは言うまでもなく、適切な判断を誤った結果であることは、否定できない事実であります。

また、栃木県は「いいこと・いいひと・つぎつぎとちぎ」を、那須塩原市は

「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」を基本計画に定め、その実現を目指しています。この自然豊かな那須地域にこれ以上の産業廃棄物処分施設を受け入れることは、栃木県並びに那須塩原市の基本計画にも大きく逸脱するものでもあります。

本年7月には、西岩崎地区最終処分場において不法排水が行われ、91,000人の飲料水を供給している那須疏水や清流那珂川に流入するという事件が発生しました。本流域に存在する那珂川の清流は、遠く茨城県那珂湊に至るまでの地域の農業用水として、あるいは捕獲高全国第1位を誇る鮎をはじめとする淡水魚の漁場として本河川を潤し、また、多くの人々の飲料水となって地域住民の生活を支える貴重な水資源であります。

この貴重な河川の流域に、汚染することが明確な産業廃棄物処分場建設は、那須野ヶ原用水並びに流域住民の日常生活を脅かすとともに、広域な自然環境を破壊し農水畜産物への悪影響など、豊かで明るい住民生活及び産業基盤を揺るがす一大事であります。

つきましては、早急に産廃条例並びに水源保全条例等の制定を行い、全国各所で発生している様々な惨状と同種の被害を生じさせないよう切に要望致します。

平成18年12月27日

那須地域環境対策連絡協議会  
会 長 松 本 勇

栃木県知事

福田 富一 様

# 要 望 書

産廃条例 並びに  
水源保全条例制定に係る要望書

平成 18 年 12 月 27 日

那須地域環境対策連絡協議会

栃木県副知事

須藤 揮一郎 様

# 要 望 書

産廃条例 並びに

水源保全条例制定に係る要望書

平成 18 年 12 月 27 日

那須地域環境対策連絡協議会

栃木県議会議長

阿久津 憲二 様

# 要 望 書

産廃条例 並びに

水源保全条例制定に係る要望書

平成 18 年 12 月 27 日

那須地域環境対策連絡協議会

栃木県生活環境部 環境局

局長 蓬田 和夫 様

# 要 望 書

産廃条例 並びに  
水源保全条例制定に係る要望書

平成 18 年 12 月 27 日

那須地域環境対策連絡協議会